

# 子どものけんりニュース

だいごう  
第11号  
2007.3.6発行

札幌市は平成19年第1回定例市議会に、「札幌市子どもの権利に関する条例案」を提出しました。  
今号は、市議会での審議の結果と、主な質疑の内容について、お知らせします。

条例案は、2月14日～16日の本会議での代表質問、19日の文教委員会での審議を経て、20日の本会議で採決が行われた結果、賛成少数で否決となりました。これまでの取組を条例制定に結びつけられず残念ですが、今後も子どもの権利を大切にするための取組を進めていきます。まずは、約2年間の条例づくりに、ご意見やご協力をいただいた皆様に、感謝申し上げます。



## 条例案の概要と意義について

条例案には、子ども委員会の提案などをもとにまとめた21項目の「子どもにとって大切な権利」のほか、参加・意見表明の機会の保障、権利侵害からの救済制度の創設など、子どもの権利を保障するための仕組みを規定しました。

市長は、「子どもの権利を行使する経験をすることで、色々なことを考え、自分の行動に責任を持ち、ほかの人の権利も大切にすることや育てることを願っている。また、いじめや虐待に苦しむ子どもが減っていないという状況もある。条例を制定し、市民、事業者、市役所が一体となって、子どもの権利の保障を進めるとともに、まちづくりへの子どもの参加をしっかりと保障したい。」と、条例の必要性を説明しました。



## 議会での条例案に対する意見

市議会議員の賛成、反対の立場からの主な意見は、次のとおりです。

### 賛成の立場

「条例制定により、子どもが権利を正しく学び、権利を行使する経験を通して他の人を思いやり、権利侵害が起きにくい環境が整う。」「条例の制定で、市民が共通の認識に立つことができる。」

### 反対の立場

「すでにある法律などで子どもの権利は保障されている。条例案は、権利に偏っており、読んだ人が間違った理解をして家庭崩壊や学級崩壊、権利侵害が起きるなどの危険性がある。議論が不足している。」

## 議会での主な質問について(その1)

条例案に対する議員からの主な質問と、それに対する札幌市の回答を紹介합니다。

質問: 条例が、家庭や学校などでのしつけや教育活動に踏み込む可能性はないか。

回答: 子どもを取り巻く厳しい状況を考えると、子どもの最善の利益を考慮するという「子どもの権利条約」の基本的な考え方を、しつけや教育活動の中でさらに根付かせていくためにも、条例が必要である。



## 議会での主な質問について(その2)

質問: 国が法律を定めていないにもかかわらず、自治体である札幌市が条例を制定する理由は何か。

回答: 国も様々な子どもに関する施策を進めているが、地域住民である子どもと最も身近なところで接している自治体が、その実情に合った施策を進めるために、条例を制定することが有効だと考える。

質問: 条例づくりに子どもが参加したことの意義は何か。

回答: 子ども委員会やアンケートなどを通して、当事者である子どもから意見を聞き取組を進めたことは、市政への子どもの参加という意味で意義があったと考える。

(※) 市議会に提出した資料を、ホームページでご紹介しています。  
[http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/L01\\_2b.html](http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/L01_2b.html)

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課  
でんわ 011-211-2942 ファックス 011-211-2943  
ホームページ <http://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/>

05-G01-06-146  
18-5-35